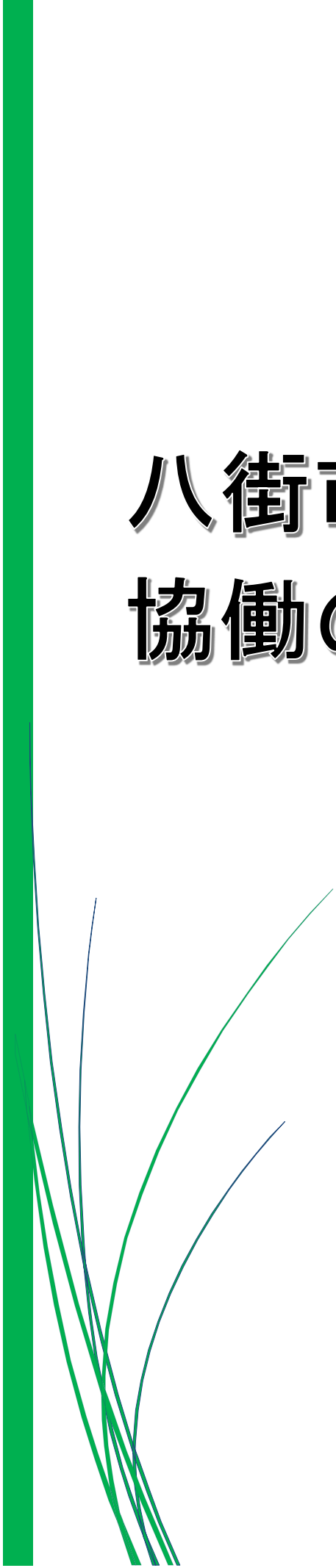




八街市 協働のまちづくり指針

案

八 街 市

平成27年 月

目 次

はじめに	1
------	---

1 八街市のまちづくりの現状と課題

(1) 市民活動・地域の現状	
①景気の低迷	3
②少子高齢化・人口減少社会の本格化	3
③地域基盤の流動化	4
④市民活動・地域の課題	4
(2) 行政の現状	
①社会状況の変化	5
②現場の課題に対する認識の弱さ	5
③独自の政策づくりの弱さ	5
④行政における課題	6
(3) 市民と行政との関係をめぐる現状	
①市民参加や協働に関する環境の乏しさ	7
②市民と行政の双方に見られる固定観念	7
③現状を踏まえた課題	7

2 協働のまちづくりの考え方

(1)八街市がめざす将来都市像	8
(2)協働の考え方	
①協働とは	9
②協働における役割分担	10
③協働の原則(市民と行政が協働を進める上で配慮すること)	11
(3)共通の視点	
①問題や課題の把握とその共有化	12
②協働に対する意識の向上	12
③連携や支援の充実	12
④地域資源の活用	12
⑤協働をめぐる制度・環境の整備	13

3 協働のまちづくりの方向性

- (1) 市民活動・地域における環境・仕組みづくり
 - ①活動主体(地域の諸団体)のあり方…………… 1 4
 - ②活動主体が相互に連携できる環境…………… 1 4
 - ③地域資源が循環する取り組み…………… 1 4
- (2) 行政における環境・仕組みづくり
 - ①市民参加の環境…………… 1 5
 - ②市民活動・地域活動への支援…………… 1 5
 - ③地域資源を活用する体制…………… 1 6

4 八街市協働のまちづくり行動理念

- (1)八街市協働のまちづくりキャッチフレーズ…………… 1 7
- (2)八街市協働のまちづくり行動理念…………… 1 7

5 協働のまちづくりに関するアイデア集

- (1) 地域における取り組み方法…………… 2 0
- (2) 行政における取り組み方法…………… 2 2
- (3) 市民と行政との関係を充実させる方法…………… 2 3

おわりに…………… 2 7

策定経過…………… 2 8

用語集…………… 3 2

(＊印のマークがある用語は、用語集に解説・意味が掲載されています。)

はじめに

昭和29年11月1日に八街町と川上村が合併し、八街町が誕生しました。

その後、バブル経済期において、都心の地価が高騰する中、都心まで50km圏内という地理的条件から本市へ住宅地を求めた働き盛りの現役世代が転入し、数多くの人びとを受け入れながら本市は発展してきました。そして、平成4年4月1日には市制施行により千葉県30番目の市として八街市が誕生しました。

平成16年2月には、77,770人（住民基本台帳人口・外国人住民を含む）まで人口が増加しましたが、その後、徐々に減少し、近年では少子高齢化・人口減少が急速に進んでいます。

本市の地域コミュニティ（*）の基礎となる行政区は、昭和29年の合併時点で30の区で構成されていました。その後、民間企業による宅地開発により新たな住宅団地が北部地域を中心に整備され、それらの住宅団地が新たな区として加わり現在の39区の構成となりました。

また、本市の宅地開発の特色として、非線引きの都市計画区域であることから、市街地以外の郊外におけるミニ開発中心のスプロール化（*）が進み、小さな住宅地が点在している状況にあります。

これらの行政区では、各地区でお祭りや清掃活動、防災訓練など様々な地域活動を行い、地域の交流・親睦、環境整備、福祉、防災といったまちづくりの基礎となる取り組みを行っています。

このような取り組みを行っている各区ですが、現在の区への加入率は平均で51.5%（平成26年度現在）と、年々加入者が減少し、高齢化も進んでいることから地域活動の担い手が減少し、活動内容によっては継続することが難しくなっているものも見受けられます。

このようなことから、区を始めとする地域コミュニティを再構築し、地域活動を持続可能な取り組みとすることが求められています。

また、行政においても、地方分権の推進や景気低迷による財政状況の悪化など、地方公共団体を取り巻く環境は変化しており、今後の行政運営を持続可能なものとするために、行財政改革による徹底したコスト削減や事務効率の向上に取り組む、多様な市民ニーズに対応すべく全庁的に取り組んでいるところです。

しかし、コスト削減などの取り組みだけでは、活発な行政運営を行っていくことは困難であり、活力あるまちづくりを進めるためには、時代に合ったきめ細かい新たな市民サービスを提供していく必要がありますが、財政状況の悪化により新規事業を行うことが困難な状況となっています。

八街市総合計画においては、まちづくりの基本理念として、「ふるさとを守り育て、活力や文化の薫りに満ち、心安らぐまちづくりを、市民と行政の協働により進めます。」と謳っており、市民とともにまちづくりを進めていくことを掲げています。

近年では、地域社会の課題として、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て、防犯、

防災、環境、都市基盤、教育など様々な課題が複雑・多様化しており、行政だけでは十分な対応が不可能な事例も見受けられます。

一方、こうした多種多様な課題に対し、自らが積極的に課題解決に取り組む市民も増えてきており、まちづくりへの市民参加の裾野が広がりつつあります。

こうしたことから、まちづくりを行う活動主体として、行政だけではなく、市民、いわゆる区（自治会）、NPO法人（*）、ボランティア団体、学校、企業などあらゆる団体・組織や個人が地域活動の担い手となり、それらが連携し合い、地域活性化の実現のため「協働のまちづくり」の必要性が注目されています。

こうした様々な活動主体がお互いの長所を活かし、補完し合いながら一つの共通課題を解決するための協働のまちづくりに関する仕組みを構築することが本市にも求められています。

このような考えから、この指針を本市の協働によるまちづくりの基礎とし、市民と行政、あるいは市民同士などの協働の取り組みを積極的に推進していきます。

1 八街市のまちづくりの現状と課題

ここでは、本市におけるまちづくりの現状と課題を掲載し、現在、本市が抱える問題・課題を市民と行政が共有し、共に連携して協働によるまちづくりを推進し課題解決すべき事項・現状を確認します。

(1) 市民活動・地域の現状

①景気の低迷

日本経済の長引く景気の低迷により、社会的な格差が広がり、企業の雇用体系においては、非正規雇用の拡大など雇用・労働環境の悪化が進み、平均年収の減少による家計への影響などから、共働き世帯が増加し、女性の就業率も上昇したことから、育児や介護を家族で担うことが困難な環境が見受けられます。

また、経済的弱者となった現役世代の中には、将来の生活に不安を抱く傾向にあり結婚することをためらう人もおり、そのことが少子化に影響している側面があります。

本市の地域経済においても、平成20年（2008年）に起きたリーマンショック以降、市内の製造業、卸売業、小売業における製造品出荷額や商品販売額が減少し、それと付随して事業所数が減少しており、商店街における空き店舗も見受けられます。

このような地域経済の衰退は、本市の財政にも大きくその影響を与えています。

②少子高齢化・人口減少社会の本格化

本市の人口は、平成16年2月には77,770人（住民基本台帳人口・外国人住民を含む）まで増加しましたが、その後は減少傾向に転じ、平成26年12月時点で73,461人となっています。

また、本市の合計特殊出生率（＊）は、平成25年時点で1.11と低い水準となっており、年々15歳未満の子どもの人数は減少しており、平成26年3月時点の本市の人口に占める15歳未満の割合は11.5%と1割程度となっています。

一方、65歳以上の人占める人口割合は、23.1%となっており、今後、高齢者の割合はさらに増えることが予測されます。

このような状況から、地域の担い手の高齢化が進み、その後を引き継ぐ現役世代も仕事や子育てなどにかかる負担が増加傾向にある中、地域活動に

参加することに負担感や多忙感を感じ参加しにくい状況にあります。

また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、地域から孤立してしまうといったケースが見受けられます。

こういった少子高齢化・人口減少社会の問題は、将来、安定した生活を営んでいくうえでの不安感を与える要因になるものと予想されます。

③地域基盤の流動化

高度経済成長期では、職場や学校などが地域とかかわるつなぎ役として機能していました。

しかし、現在では、企業は経営の合理化などで地域へ目を向ける余裕がなくなり、地域活動に参加する機会が減少し、学校の教育現場では、教育指導方針の変化などで学校に求められる役割が多くなり、地域にかかわることが少なくなっていました。

こうしたことから、それらを通じて地域活動に参加していた人のきっかけが減少し、地域とのかかわりが薄れたことと、それに伴い、子どものいない家庭や独身者が増加する中、個人化の意識が高くなり、自ら進んで地域活動に参加する人も少なくなっています。

本市においては、39の行政区がありますが、その区への加入率は平均で51.5%（平成26年度現在）と約半数の世帯にまで減少し、地域活動の基礎となる自治会への参加者が減り、市民の地域課題への関心が薄れてきています。

また、地域活動の基礎となる自治会への加入者が減ることは、その地域におけるコミュニケーションの不足を招き、地域交流の場が衰退することで、地域間の連携や協力がしにくい環境になっています。

このことに加え、既存の地域活動団体においても相互の連携が少なく、活動自体が自己完結する縦割りの関係が多く見受けられます。

④市民活動・地域の課題

これまで述べてきたような現状から、地域の課題としては、区への加入の促進、お祭りや清掃活動などの地区行事や消防団員などの地域活動の担い手の確保、高齢者世帯への生活支援や見守り、次世代を担う子どもの子育て環境の整備、地域経済の活性化など多岐にわたります。

このような地域課題を解決するためには、もう一度、地域住民のつながりを強化し、地域コミュニティを再構築することが求められています。

(2) 行政の現状

①社会状況の変化

平成 12 年 4 月に地方分権一括法が施行され、国と地方自治体が対等な関係となり、国から地方自治体へ一部の権限と財源が委譲されました。このことから、地方自治体は、国の管理による全国画一の施策ではなく、地域の特性に見合った施策を行うことが可能となり、税財源の使途が市民にとってより身近なものとなりました。

この地方分権改革により、地方自治体はその地域の特性を活かした施策を実施することが求められるようになり、地域の特性を活かすためには市民を始め地元企業などもまちづくりに参画することで、市民と行政が連携し協働によるまちづくりを推進することが求められるようになりました。

一方、地方自治体の財政状況は、バブル経済崩壊後、景気が低迷する中、失業者の増加、賃金の減少、非正規雇用の拡大など、国民の所得が減少したことに加え、少子高齢化に伴う生産年齢人口（＊）の減少により、税金を納める人の数も減少してきていることから、税収は減少傾向にあります。

また、高齢化が進み、国民健康保険や介護保険等の社会保障に係る経費は増加し、自治体の財政状況は非常に厳しい状況にあります。

本市の財政においても、生産年齢人口の減少や地域経済の衰退、また、市税の滞納者の増加により、税収が減少していることから、行財政改革によるコスト削減や事務効率の向上を図り市民サービスの提供に取り組んできました。

しかし、家庭でいう貯蓄である財政調整基金（＊）は、平成 27 年 3 月末の見込み額で約 10 億円にまで減少し、本市において安定的な行政運営を行うために必要となる金額 13 億円を下回る額となっています。

このようなことから、新規に市民サービスを提供する事業を実施することが財政的に困難となり、多様な市民ニーズに対応するサービスを提供することができない環境となっています。

②現場の課題に対する認識の弱さ

行政が行う事業において、従前の方法で行えば問題ないという考えや、市民や地域の意見・現状が十分に把握されていない場合が見受けられます。

また、複雑多岐にわたり多様化する市民ニーズに対し、限られた財源ですべての課題を行政で対応することは困難な状況となっています。このようなことから、市民ニーズを満たすうえで、そのニーズに対応するサービスが十分に反映されていない傾向にあります。

③独自の政策づくりの弱さ

地方分権により、本市においても少子高齢化・人口減少対策などの独自の施策事業の取り組みが行われていますが、市民や民間企業などとの連携により、地域課題を解決しようとする発想や取り組みなど、創意工夫がなされた事業の実施が少ない現状となっています。

④行政における課題

このような現状から行政における課題としては、限りある財源を最大限に有効活用し、コスト意識を持って効率的に市民サービスを提供する必要があります。

また、行政で対応できない市民ニーズについても、市民や、地域、NPO法人、ボランティア団体、企業などと連携し、地域課題の解決に向けた協議の場を数多く設けて、誰が活動主体となっていくのかを含めて、常に課題解決に向けた活動の可能性を模索する意識を持つことが求められています。

(3) 市民と行政との関係をめぐる現状

①市民参加や協働に関する環境の乏しさ

市民と行政が様々な場面で共に協力し合い、地域課題に取り組むことがありますが、より多くの課題を解決するためには、双方が話し合う場や機会が必要です。また、市民と行政だけでなく様々な立場の市民同士が相互に交流することで情報共有や連携を強化することが必要ですが、そういった場や機会が少ない現状となっています。

また、市民参加や協働を促進する制度や仕組みもまだまだ不足している状況です。

②市民と行政の双方に見られる固定観念

市民と行政において、双方が対話する機会が少ないことから、互いの考えや活動環境などについて相互理解ができていないため、市民においては、「行政に依存して、すべて行政に任せて解決してもらおう。」といった考えが強く、行政においては、「市民に業務を任せることはできない。」といった固定観念があり、お互いが話し合い、双方が役割分担して課題解決する関係を築くことができていません。

③現状を踏まえた課題

市民と行政が対話・協議する場や機会を増やし、お互いの現状を理解・把握したうえでお互いの役割を担ってまちづくりを進めていくことが求められています。

このようなことから、市民と行政の両者が持つそれぞれの情報を共有することや、市民同士においても情報を共有し、それぞれの役割を持ち寄って地域活動を活性化させる仕組みをつくる必要があります。

2 協働のまちづくりの考え方

ここでは、まちづくりの現状と課題を踏まえて、八街市がめざす将来都市像を実現するために、すべての市民が自ら考え、相互に連携・協力し、協働によるまちづくりを行うために必要となる考え方について次のように定めます。

(1) 八街市がめざす将来都市像

ー八街市まちづくり市民会議（八街市総合計画2005第I期）からの提言ー

八街市がめざす将来都市像

ひと・まち・みどりが輝く ヒューマンフィールドやちまた

「ひと・まち・みどりが輝く」とは、本市に暮らす人びとがいきいきと活躍し、自然と農業や商工業など多様な産業とが均衡ある調和を保ちつつ、まちが未来に向かって力強く発展する姿をあらわしています。

「ヒューマンフィールドやちまた」とは、すべての人が安全で安心して暮らせる、自然と共生する、人間的なやさしさにあふれた都市やちまたをあらわしています。

このような将来都市像をめざして、市民と行政が一丸となってまちづくりに取り組むために協働によるまちづくりを推進します。

(2) 協働の考え方

本市のめざす将来都市像を実現するためには、少子高齢化により担い手が減少してしまった地域活動について、持続可能な活動とし、希薄となりつつある住民同士のつながりを再び取り戻し、地域コミュニティを再構築する必要があります。

このためには、人、お金、モノ、情報など今ある地域資源を最大限に有効活用し、様々な分野で活動する団体や組織が分野横断的に連携する取り組みを増やし、活動内容を充実させることで、より一層の相乗効果を生む取り組みを行う必要があります。

こうした取り組みにより、地域コミュニティを再構築し、地域が一体となって高齢者の見守りや子育て、環境美化、防災・防犯活動など様々な分野の地域活動を行っていく必要があります。

このようなことから、「協働」という手法によりまちづくりを推進していくために、ここでは、その意味や協働における役割分担、協働でまちづくりを進めるうえで配慮すべき事項について、次のように定めます。

①協働とは

この指針では、「協働」を次のように定義づけします。

様々な活動主体（※1）が、それぞれが持つ可能な役割を活かし、互いに相手を尊重し、相互に補完し合い連携・協力することで、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向けて取り組むこと。
--

（※1）様々な活動主体とは

本市に在住・在勤・在学するすべての人 区、自治会、子ども会、PTA、消防団、婦人会、シニアクラブ、NPO法人、ボランティア団体、文化・スポーツ団体、学校、企業等（農業、商工業、病院等を含む。）、JA、商工会議所、社会福祉協議会 行政（国、県、市）、議会 など地域活動を行うすべての人びとが主体となります。

この指針では、上記のような様々な活動主体同士が連携・協力することにより、互いの共通する目的が実現することを推進します。

まちづくりの活動主体は、行政のみではなく市民全員が活動主体であり、その連携する組み合わせは、市民と行政だけではなく、例えば、区とNPO法人、学校とボランティア団体など、様々な組み合わせで相互に連携し、共通目標を実現することで活力あるまちにすることを目的にこの指針を策定します。

②協働における役割分担

協働による事業を実施するとき、連携するそれぞれの活動主体において自己が担うことができる役割は様々です。

そのため、ひとつの同じ目標を実現するために異なった活動主体同士が協働で活動する場合においても、その目的に応じたそれぞれの役割やその負担の割合もその活動主体の能力に応じて異なってきます。

このようなことから、協働における役割分担については、初めから決められた範囲や領域があるのではなく、活動主体の双方で役割分担や負担割合を協議し、共通する目的を達成するためにどの部分を誰が責任を持って担うのかを定め、双方が相互に相手を理解・尊重し、連携・協力しながら取り組んでいくことが必要です。

このため、地域課題についても、行政にすべて任せるのではなく、市民ができることは自ら取り組み、市民と行政が連携してできることは、協働により課題解決を図るという意識の向上が必要です。

また、行政においても、市民へ積極的に現在の課題について投げかけ、市民との対話により、市民の協力を得て、地域課題に取り組むことを意識する必要があります。

③協働の原則（市民と行政が協働を進める上で配慮すること）

協働によるまちづくりを推進するため、次の項目を基本原則として定めます。

《対等性》

民主主義の原理からすれば、市民が主役であり、行政は公共に奉仕する立場ですが、具体的な政策を練るという場面では、それぞれの活動主体が対等な関係で連携・協力しまちづくり活動に取り組むこと。

《自立性》

自分がまちづくり活動を行う主体であることを自覚し、地域社会へ貢献するために自らの責任のもとに自分の役割を果たすこと。

《相互理解》

互いの立場を理解・尊重したうえでまちづくり活動を行うこと。

《目的の共有》

現場主義に徹し、当事者に接近していくことを通じて、お互いが共有する目的を相互に理解し合い活動に取り組むこと。

《補完性》

様々な立場の特性や長所を活かし、不足する部分を互いに補完し合うことで、相乗効果を生み活動内容を豊かにすること。

《対話と役割合意》

活動主体が担うそれぞれの役割・責任は、対話を重ねて確認すること。

《情報共有》

活動主体が抱える地域課題や協働に関する活動内容などの情報を公開し、その情報を皆で共有することで、協働による取り組みを活性化させること。

(3) 共通の視点

ここでは、協働のまちづくりを推進するうえで、一人ひとりが意識すべき共通の考え方について整理し、次のようにまとめました。

①問題・課題の把握とその共有化

市民全員でまちづくりに取り組むためには、誰もがいつでもどこでも市民活動に必要な情報を得ることができるような環境が必要です。

情報を共有することで、多くの人が共通する課題を把握し、その課題に対し自分は何ができるかを考え、様々な人が連携・協力し自分のできる役割を果たすことで、課題を解決することができます。

情報は積極的に発信し、多くの人と共有することが必要です。

②協働に対する意識の向上

自分がまちづくりの担い手であることを認識し、自分のできる役割を果たすことが必要です。

まちづくりは日常です。普段からこの街に住む市民として、きれいで安心できる住みやすい街にするために、自分の無理のない範囲で、行動できることは何かを意識する必要があります。

③連携や支援の充実

様々な人が連携・協力することではじめて実現できる課題はたくさんあります。

しかし、それらの活動主体同士が連携するためには、それらをつなぐ仕組みが必要です。このことから様々な人をつなぐコーディネーター(*)を育成し連携しやすい環境をつくる必要があります。

また、連携して活動するには、様々な人が交流する場や機会を多くつくり、地域課題について情報を共有する必要があります。

④地域資源の活用

人、お金、モノ、情報などあらゆる地域資源を活用し、様々な資源を異分野や異世代などの本来と異なる活用方法を用いることで、資源を最大限有効に活用する必要があります。

また、空き店舗の活用や人材バンクによる技術、知識を地域支援などで活用し、さらに地域資源を掘り起こし、今ある資源に付加価値をつけるために様々な人たちで資源を活かすアイデアを出し合うことが必要です。

⑤協働をめぐる制度・環境の整備

協働のまちづくりを推進するためには情報を共有する仕組み、地域資源を活かす仕組みが必要です。こうした役割を担う地域活動を支援する組織を設立し、活動主体同士が連携・協力しやすい環境をつくる必要があります。

また、課題や問題を話し合う場や機会を増やし、誰もがいつでも参加できる場や機会を多くつくる必要があります。

3 協働のまちづくりの方向性

ここでは、すべての市民が協働によるまちづくり活動を行ううえで、必要となる環境や仕組みなど、協働という手法によるまちづくりを推進するための方向性を次のとおり定めます。

(1) 市民活動・地域における環境・仕組みづくり

①活動主体（地域の諸団体）のあり方

まちづくりへの参加は、日常生活の中にあります。仕事や趣味などの活動が結果としてまちづくりに参加しているといった意識を持つことも重要です。

このような意識を持ち、積極的に地域活動に関わり、固定概念にとらわれずに多くの取り組みにチャレンジします。また、自己の活動範囲だけで完結せず、活動状況や内容について情報交換を行い、横のつながりを強く持ちさまざまな活動主体と連携・協力して活動します。

②活動主体が相互に連携できる環境

人とのつながりを大切にして、思いやりを持ち支え合う環境をつくれます。

声かけやあいさつ運動を推進し、日常から連携を図りやすい環境を整備します。

また、地域ごとに地域活動に関する話し合いの場として、地域協議会等を設置するなど活動主体が情報交換・交流できる場を数多くつくります。

地域課題に対し協働で活動する際、それぞれの活動主体の得意な分野、強みをつなぎ合わせるコーディネーターの存在が重要です。こうしたコーディネーターを育成し、多くのつなぎ役となる人材を育てます。

③地域資源が循環する取り組み

人、お金、モノ、情報などの地域資源を最大限に活用するために、積極的に地域資源の価値を高めるアイデアを出し合い、地域資源に付加価値をつけ、有効に活用していきます。

行政だけで課題解決するのではなく、地域でできる取り組みとして、寄付による資金循環や地域資源を活かしたソーシャルビジネス（*）・コミュニティビジネス（*）などによる課題解決の方法などを普及させて自立した地域活動の仕組みをつくれます。

(2) 行政における環境・仕組みづくり

①市民参加の環境

行政では市民が参加しやすい環境として、情報の収集、発信、共有などを積極的に行い、様々な人たちが情報交換できる場を数多く設け、連携や協力がしやすい環境をつくりまします。

また、市民が市政へ参画しやすい仕組みをつくり、相互に対話しやすい環境をつくりまします。

〈例〉

- ・市民活動サポートセンター等の設置
- ・市の政策に対する市民からの提案を活かす仕組みの創設
- ・各担当課でワークショップ（＊）を積極的に開催
- ・市の政策立案の過程で市民が参画し、協働の切り口を模索する行政プロセスの確立
- ・各種計画や条例などの作成の際に協働による手法を積極的に活用することを明記する
- ・市民協働を推進する担当部署を設置（協働に関する情報を収集。市民及び庁内の関係各課へ情報提供。）

②市民活動・地域活動への支援

地域課題に取り組む活動主体に対し、その取り組みが持続可能なものとなるように支援を行い、その活動が地域内に根付き、様々な領域に波及し循環するような取り組みになるための支援を行います。

また、様々な活動主体が連携するための仕組みをつくり、協働による地域活動が活発に行われるような連携の推進に関する支援を行います。

このような支援を行うにあたって、市の財政状況が厳しいことから、税金で賄う支援の方法のみだけでなく、金融機関等の民間活力を活かした支援の方法など、行政が支援の橋渡し役となって地域活動を支援する方法も取り入れます。

〈例〉

- ・地域の連携に対する支援
- ・地域担当職員制度の導入
- ・ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの起業への支援
- ・コーディネーターの育成支援
- ・提案型地域活動補助金制度等の導入
- ・地域活動資材支援制度等の導入

③地域資源を活用する体制

人、お金、モノ、情報などの地域資源を最大限に活用するため、地域資源の把握を行い、その資源に対し付加価値をつけ有効活用するための施策・支援体制の整備を行います。

〈例〉

- ・ 地域資源を活かした政策づくり（政策の見直し）
- ・ 市民提案制度の導入
- ・ 地域資源に関する研究
- ・ 協働事業に対する目的別寄付金の創設
- ・ 人材バンクの設置

4 八街市協働のまちづくり行動理念

ここでは、協働のまちづくりに必要な環境や仕組みを整備し、八街市が目指す協働のまちづくりにおいて、大切にしたいと思うことを次のように定めます。

(1) 八街市協働のまちづくりキャッチフレーズ

八街市協働のまちづくりキャッチフレーズ	
や	・やさしい気持ちで
ち	・地域をむすび
ま	・まちをつくれば
た	・楽しい未来

人にやさしく、地域で支えあい明るい未来が見えるまちづくりを目指して！

(2) 八街市協働のまちづくり行動理念

八街市協働のまちづくり行動理念

1. ふれあい

標語 1 人と人とがふれあい、つながりのある地域を目指しましょう。

標語 2 声かけ、あいさつをし、顔の見える街にしましょう。

2. 支え合い

標語 3 お互いを思いやり、寄り添いながら安全・安心と信頼にあふれた地域を育みましょう。

3. 集い

標語 4 情報を発信、共有しみんなで話し合う街にしましょう。

標語 5 交流や話し合いの場を多く設け、参加しやすい街をつくりましょう。

4. 郷土愛

標語 6 ふるさと「やちまた」に誇りと愛着をもち、豊かな資源を有効に活用し、将来世代につなげていきましょう。

標語 7 まちづくりに参加する意識を持ち、この街のために一人ひとりが自ら考え行動し、住みやすい街をつくりましょう。

5. つながり

標語 8 縦のつながり・横の広がりを実感させ、様々な活動主体が豊かな発想をもって協力し合うことのできる街にしましょう。

1. ふれあい

標語1 人と人とがふれあい、つながりのある地域を目指しましょう。

人とのつながりを大切にし、やさしい気持ちで助け合い、協力し合いながら暮らすことのできる地域を目指していこうとするものです。

標語2 声かけ、あいさつをし、顔の見える街にしましょう。

日頃から声を掛け合い、向こう三軒両隣のことを広域に広げ、まとまりのある地域にしていこうというものです。

2. 支え合い

標語3 お互いを思いやり、寄り添いながら安全・安心と信頼にあふれた地域を育みましょう。

支え合うことで、地域の絆を深め、安全で安心して誰もがいきいきと豊かに暮らせる街にしていこうとするものです。

3. 集い

標語4 情報を発信、共有しみんなで話し合う街にしましょう。

地域課題を解決するための有益な情報や何が問題となっているかという共通認識を持つためにも、情報を集め、その情報を発信し、多くの人で共有することで、まちづくりの活動を活性化させ、より豊かな街にしていこうとするものです。

標語5 交流や話し合いの場を多く設け、参加しやすい街をつくりましょう。

情報交換の機会を多く設けることで、豊かなまちづくりのアイデアが生まれ、そのアイデアがより良いまちづくりに活かされること。また、まちづくりに参加しやすい環境を整え、市民全員でより良い街をつくり上げていこうとするものです。

4. 郷土愛

標語6 ふるさと「やちまた」に誇りと愛着をもち、豊かな資源を有効に活用し、将来世代につなげていきましょう

「やちまた」という地域に誇りと愛着を持って、その豊かな資源を最大限に活用し、地域で循環する仕組みを取り入れ、地域を活性化させる取り組みを行い将来世代へ資源を引き継いでいこうとするものです。

標語7 まちづくりに参加する意識を持ち、この街のために一人ひとりが自ら考え行動し、住みやすい街をつくりましょう。

この街で暮らすことがすでに参加です。仕事や趣味などの日常活動がまちづくりにつながっていることを意識し、自分のできる範囲でこの街のためにできることは何かを考え行動し、住みやすい街にしていこうとするものです。

5. つながり

標語8 縦のつながり・横の広がりを実感させ、様々な活動主体が豊かな発想をもって協力し合うことのできる街にしましょう。

さまざまな人たちがつながり、連携・協力してまちづくりに取り組むことで豊かな活動が生み出され、互いに助け合いながら安心して暮らせる街にしていこうとするものです。

5 協働のまちづくりに関するアイデア集

ここでは、今後、本市において協働に関する豊かなアイデアが数多く生まれるきっかけとなることを願い、八街市協働のまちづくり検討会における5つの分科会で調査研究した協働のまちづくりに関するアイデアとして出されたものについて掲載します。

八街市協働のまちづくり検討会分科会は、第1分科会が高齢者・障がい者福祉、第2分科会が子育て・教育・生涯学習、第3分科会が防犯・防災・ボランティア、第4分科会が環境・都市計画、第5分科会が経済・産業・観光をテーマとして調査研究を実施しました。

調査・研究したアイデアは、次の3つの項目に分類し整理しています。

- (1) 地域における取り組み方法
- (2) 行政における取り組み方法
- (3) 市民と行政との関係を充実させる方法

各分科会のアイデアは次のとおりです。

(本アイデア集は、市の具体的な施策・計画として位置づけするものではなく、あくまでも八街市協働のまちづくり検討会における意見を参考事例として掲載するものです。)

(1) 地域における取り組み方法

1. つながり

- ・あいさつ、声かけを日頃から実施し、向こう三軒両隣関係を再構築する。
- ・「防災、減災」を目的とし高齢者、障がい者などの社会的要支援者の把握を地域で行い、情報の共有を図り日常からつながりを持つ。
- ・区、町内会等の加入促進により地域の連帯感を強化する。

2. 交流・参加

- ・異世代や障がい者などあらゆる立場の人が、防災訓練やスポーツ、学校教育、ボランティア活動、農業体験などの場などにおいて交流を図る。
- ・団塊世代を中心としたシニア世代の能力・技術を活用したコミュニティビジネスの促進。
- ・1日1回ボランティア宣言。(10分間ボランティア宣言)
- ・文化財、史跡の活用、行事、祭りの伝承等による豊かなふるさとづくり。

3. 安心・安全

- ・区、自治会の活動強化による自助、共助意識に基づく安全なまちづくり。
- ・災害時に活用する防災登録カードを作成し、近所で助け合うネットワークを作り、防災マップを地域ごとに作成する。
- ・高齢者に対する外出支援をシニアボランティアに依頼し安心して外出できるようにする。
- ・散歩する際、防犯意識を持って、散歩することで防犯パトロールを兼ねる。(気軽に無理のない防犯意識の向上によるまちづくりへの参加)
- ・地域住民による道路の舗装状態などの整備状況の把握と危険箇所の把握を行い、点検した結果を定期的に行政へ連絡する。

4. 環境整備

- ・道路、公園、里山、山林、空き地などについて、地域住民が自主的に清掃管理する。
- ・自宅や公共施設への花瓶、花差し、プランター、花壇などの設置を普及させ、花木で彩られた心安らぐ街を市民でつくる。
- ・砂埃の対策として、畑の所有者の麦等の作付け、垣根の設置を推進する。

(2) 行政における取り組み方法

1. 行政組織の環境

- ・行政組織として、市民活動を推進する担当部署（仮称）協働まちづくり推進課（室）を設置し、行政組織内の連携及び様々な活動主体との連携を推進する。
- ・庁内での「協働」に関する調査・研究・研修を定期的実施し、協働に関する意識を向上させる。
- ・地域担当職員制度の導入など市民と連携する仕組みをつくる。

2. 行政の役割

- ・各種団体と個々の市民との橋渡し（マッチング）を行う。
- ・市民に必要な情報を収集し発信する。（広報、ホームページ、回覧の活用）
- ・話し合いの場をたくさん設け、情報交換・情報共有できる機会を増やす。

3. 協働の手法

- ・地域活動にかかる費用に対し、補助金等の資金援助を行い経済的な支援を行う。
- ・地域住民による自主的な公共施設の管理・整備において、必要となる資材を提供する。（地域活動資材支援制度）
- ・地域活動に参加するきっかけづくりを推進し、参加ポイント制度などを用いて、参加ポイントと地域通貨（商品券）との交換により、地域経済にも還元する仕組みなどをつくり、地域参加を促す。

4. 意識の向上・啓発

- ・協働事業に関する市民の意識向上のための、講演会や講座を開催する。
- ・協働で行う市民活動の取り組みについて、広く啓発し意識の向上、当事者参加の推進を図る。
- ・既存の市事業で、協働で行っているものを具体例として指針等に明示しイメージ化する。

(3) 市民と行政との関係を充実させる方法

1. (仮称) まちづくりセンターの設置

地域と行政が連携するための協議の場や情報交換の場が必要であると考えたことから、中間支援組織として(仮称)まちづくりセンター(以下、「センター」という。)の設置を考案した。

センターの機能としては、シンクタンクとしての役割として、情報の収集や発信に関する機能を備えることとし、誰もが出入りできる場所として位置づける。

また、コーディネーターを配置し、地域活動における交流や連携を促進する役割も備えることとし、連携による企画立案、提案についても行う組織とする。

①センターの組織運営

- ・市の庁内組織の業務とセンターの業務が重複することを避けるため、センターの設置にあたっては、権限や分掌などに十分な留意を払わなければならないと考える。
- ・センター職員は、「協働」を意識して市職員と市民で構成することが良いと考える。市職員の配置については、人員適正化の観点から兼務等も視野に入れた検討を行い配置する。市民については、ボランティアの意味合いから非専従とする。また、任期は2年程度とし、コーディネーターとしての能力も身につけた者を配置する。(病気等で継続不可能の場合は辞退可能)
- ・センターの内部には、各テーマの担当を配置し、横のつながりを大切にしながら連携していく。また、各テーマに関わる担当課長を組織委員として配置し、提案を実行につなげることができる体制とする。

②センターと連携する組織

(地域組織)

各地域にセンターの分室のような地域組織を設置し、そこには地区委員やコーディネーターを努める人材を配置する。

地域組織の単位は、学区単位でも行政区単位でも地域の実情に合った単位で設置する。

また、既存組織である各学区連絡協議会や各地区社会福祉協議会などを活用し、その組織の役割を地域支援活動にまで広げることで地域組織を設置することも考えられる。

((仮称)まちづくり連絡協議会)

各地区の地域組織やセンター職員、行政担当者を含めて、(仮称)まちづくり連絡協議会を定期的に行い、まちづくりについての意見交換、情報交換の場を設ける。

③相談業務等の運営方法

(問い合わせ方法)

市民はセンターへ相談したい事項について問い合わせる。

↓

センターの担当職員が受付し、コーディネーターと相談のうえ、解決策・対応策を検討し相談者に回答する。(活動主体同士をマッチングするなど)

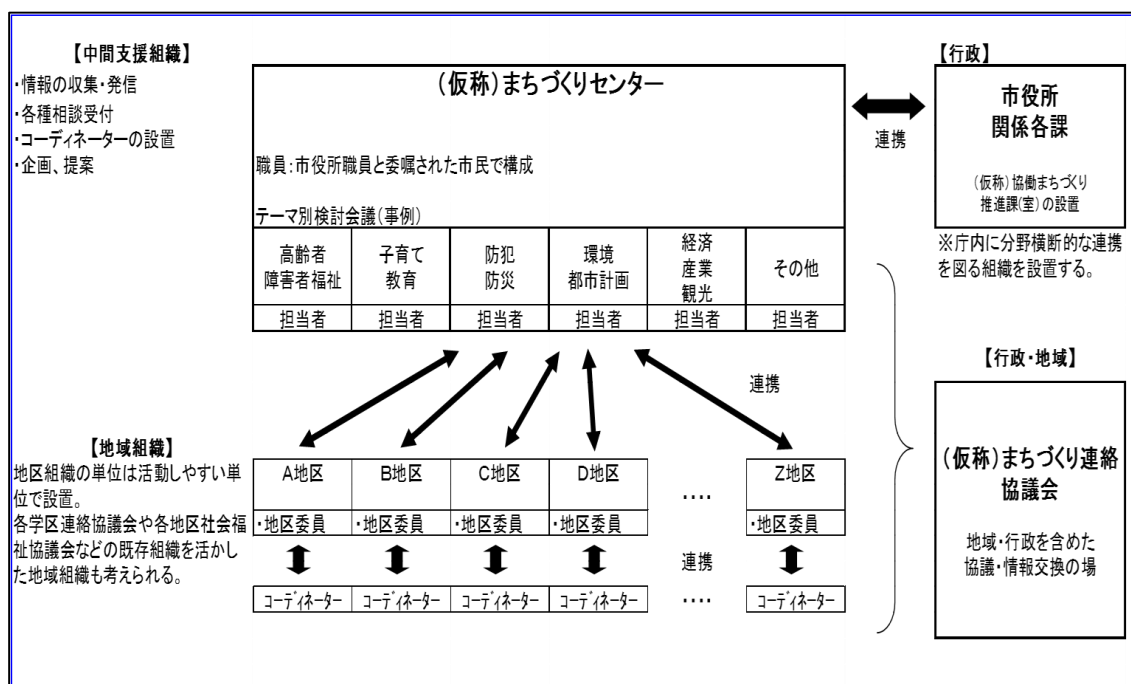
↓

場合によっては、(仮称)まちづくり連絡協議会などで議論するテーマとし、テーマ別検討会議を設置して、市民同士が課題を共有し解決策を検討する。

(各テーマ別検討会議の方法)

- ・ 司会はテーマを担当する課長及び市民提案者の2名とする。
- ・ 各テーマの対応は2ヶ月に1回程度。検討課題(テーマ)については、学区や区単位で話し合いの場を設け多くの市民の意見・提案を吸い上げ集約してセンターに送り返す体制を整備する。市民からの問題提起がない場合会議開催不要。
- ・ 会議参加者は活発な話し合いをすること。八街市協働のまちづくり検討会の参加者で可能な方は出席する。また、市民に広報し応募による参加者も募る。
- ・ 意見集約は、市民提案者又は担当課の職員。会議回数により職員の業務負担増にならないようにするため交互に担当することも考慮する。

※上記のような会議方法により、地域側と市で問題点を同時進行させ議論を得ることにより問題の共有が可能。また、提案者が自治会に未加入であれば、この機会に自治会加入を促し自治会参加率の向上に努めることが可能となる。



2. 地域活動テーマ別連絡協議会の設置

地域活動のテーマごとに関係する団体が定期的に現状の把握や課題について、議論する場や機会を設けることで、課題解決に向けた情報交換、情報共有が行われ、連携による充実した地域活動が行われる。

《事例》

- ・交通安全対策強化のため、歩行者、ドライバー、自転車利用者、交通関係事業者、行政、警察、学校等との定期的な話し合い。
- ・砂埃対策における麦等の作付けにあたっての種子の配付など、農業振興策の充実について、農業者、農業団体、行政などが協力方法、支援体制を定期的に話し合う。

3. 行政職員の意識向上及び（仮称）協働まちづくり推進課（室）の設置

- ・行政職員は市民とのパートナー意識を持ち、一緒にまちづくりを進める意識を持つ。
- ・行政ができない仕事でも、市民協働によってできるものはないか常に考える。
- ・一部の行政職員のみが市民協働に携わるものではなく、全庁的な自覚を持つ。
- ・（仮称）協働まちづくり推進課（室）を庁内に設置し、分野横断的な業務連携を図ることで市民サービスの相乗効果を図る。

4. ふるさと納税の利活用

ふるさと納税制度として、八街市では「落花生の郷やちまた応援寄付金」制度が設けられている。

応援寄付金は、八街市総合計画に基づく「八つの街づくり宣言」の中から寄付金の使い道を指定することができる。

こうした寄付金を八街市にゆかりのある多くの方からいただくことができるように、制度の啓発を積極的に行い、寄付金を集め、八街市の住民サービスの施策事業の財源にあてることができるようにする。

また、ふるさと納税制度の寄付金は、所得に応じて住民税、所得税がある一定額の税制優遇措置を受けることが可能であり、そういった制度の利点を積極的に啓発し寄付を募る。

さらに、寄付金額 1 万円以上の寄付者に対しお礼の品が提供されているが、お礼の品の内容としては、現在、落花生の詰め合わせや夏季限定でスイカが用意されている。このお礼の品の種類について、八街産の野菜などの特産品を、J A や商工会議所の協力を得て、四季を通じて用意し提供することで、市の特産品の PR にもつながり、寄付者の拡大にもつながっていくことが可能と考える。

また、ふるさと納税とは別に協働に関する市民活動に対し、その活動内容に賛同した人が寄付できる仕組みを作り、地域活動の資金面での支援を行うなど地域住民等が支援しやすい環境を整え、地域住民で活動を支え合う仕組みを構築する。

5. 観光マップの作成

行政と市民（学校、地域等）との協働による市の観光マップを作成する。

協働で作成することで、観光資源を互いに再認識すると共に、互いの視点での掘り起こしをする。できあがったマップは紙だけでなく、市のホームページにも掲載して利用できるようにする。

可能であれば学区単位で作成する。

おわりに

この八街市協働のまちづくり指針は、平成25年10月に設置した八街市協働のまちづくり検討会において調査・検討を行い、指針の原案が作成されました。

八街市協働のまちづくり検討会は、本市のまちづくり活動に関係する団体からの推薦者10人、公募市民7人、市職員で構成する八街市協働のまちづくり職員研究会24人の合計41人で構成した組織で、5つの分科会を設け、テーマ別に約1月に1回の会議を開催し、議論を重ねながら指針の原案の内容を検討してまいりました。

検討会の開催の際には、アドバイザーとして、千葉大学法政経学部 准教授 関谷昇 氏にご参加をいただき、調査・研究の手法など様々な指導をうけながら取り組んでまいりました。

各分科会のテーマは、第1分科会が高齢者・障がい者福祉、第2分科会が子育て・教育・生涯学習、第3分科会が防犯・防災・ボランティア、第4分科会が環境・都市計画、第5分科会が経済・産業・観光をテーマとし、それぞれのテーマにおける本市の取り組みについて現状を把握し、その現状を踏まえ、どのようなことが問題であるかを研究したうえで、対応策・解決策を検討するといった手法で議論を進めました。

分科会での研究内容は、平成27年1月に開催した第10回の検討会分科会において報告され、各分科会からの意見を集約し、平成27年3月には、指針案を取りまとめました。

この指針案をもとに、市役所庁内各課等の意見聴取を行い、さらにはパブリックコメント手続きを実施し、指針案の内容をさらに精査・検討したうえでこの指針が策定されました。

本指針は、これからの八街市におけるまちづくりにおいて、将来に希望が持てる誰もがいきいきと安心して暮らすことができる街にするため、本市に暮らす人びとが、この街のためにできるそれぞれの役割を持ち寄り、協働でまちづくりに取り組むことでこの街が力強く発展していくための原点となるように、希望を込めて策定いたしました。

この指針が広く市民に浸透し、市民一人ひとりがこの街に愛着を持ち、自らが行動し、互いに協力し合うことで、八街市がさらに発展していくことを願うものでございます。

なお、本書に掲載しております協働のまちづくりに関するアイデア集では、八街市協働のまちづくり検討会において示された提案を掲載しており、今後の協働のまちづくりの推進にあたって、参照していただければと存じます。

策定経過

平成25年10月1日 八街市協働のまちづくり検討会設置要領を施行。

開催回数	開催日	内容
第1回	平成25年12月19日	協働のまちづくりアドバイザー 千葉大学法政経学部 准教授 関谷昇氏による講義 テーマ：協働とは何か
第2回	平成26年 2月 5日	・現状把握の共通認識について 本市の人口推移や区の加入率、自治会 実態調査、庁内実態調査資料の配付 ・今後の進め方について 分科会の設置及び分科会構成員の編 成開催スケジュールの確認
第3回	平成26年 4月23日	・指針作成工程確認 ・分科会開催
第4回	平成26年 5月 9日	・分科会における留意事項確認 ・分科会開催
第5回	平成26年 6月27日	・分科会開催
第6回	平成26年 7月17日	・分科会開催
第7回	平成26年 8月 6日	・分科会中間発表 ・意見交換
第8回	平成26年10月 1日	・分科会中間発表の内容整理 ・分科会開催
第9回	平成26年12月 4日	・分科会最終報告の留意点確認 ・指針（骨子案）提示 ・分科会開催
第10回	平成27年 1月 9日	・分科会最終報告 ・意見交換
第11回	平成27年 2月 6日	・指針(素案)の内容について意見交換
第12回	平成27年 3月24日	・指針(案)最終協議 ・指針(案)決定

八街市協働のまちづくり検討会設置要領

（目的）

第1条 この要領は、八街市が協働のまちづくりを進めていくにあたり、市民と市職員が一体となり、協働の仕組みや推進策等に関する調査並びに検討を行っていくことを目的とする。

（設置）

第2条 前条の目的を達成するため、「八街市協働のまちづくり検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第3条 検討会において、次の業務を行うものとする。

- （1）協働に関する先進事例等資料の収集、八街市の現状・課題等の把握、また、収集した資料等を基に、八街市における協働のあり方等について、調査・研究を行う。
- （2）八街市に合った協働のまちづくりに関する指針（案）等についての検討を行い、原案を作成する。
- （3）今後、市が計画すべき推進策について検討する。
- （4）その他協働に関する事項について

（構成員）

第4条 検討会の構成員は、次の者により構成し、定数は41人以内とする。

- （1）八街市におけるまちづくり活動に関係する団体からの推薦を受けた者、または、まちづくり活動に積極的に携わっている者 10人以内
- （2）公募による市民 7人以内
- （3）市職員 24人以内（ただし、「八街市協働のまちづくり職員研究会」組織職員とする。）

2 構成員の任期は、平成27年3月31日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、任期到来前に、検討会に替わる新たな組織が設立された場合には、その設立日をもって、検討会は解散し、構成員の任期も終了するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に、会長及び副会長を置く。

- (1) 会長は、検討会構成員の互選により決定する。
- (2) 副会長は、構成員の中から会長が指名する。
- (3) 会長は、検討会を招集し、会務を総理するとともに、検討会を代表する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(分科会)

第6条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会において調査及び検討する項目・内容は、検討会において決定する。
- 3 分科会の構成員は、会長が検討会に諮った上で決定し、分科会長は、会長が指名する。
- 4 分科会を開催する時は、分科会長が事前に会長の承認を得た上で開催するものとする。
- 5 それぞれの分科会における検討内容、及びその結果・概要は、検討会において報告しなければならない。検討会は報告された内容について、今後の推進策の一つとして対象となるか検討しなければならない。

(報告)

第7条 会長は、検討会における調査・研究の結果及び検討した内容についてとりまとめの上、市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から実施する。

附 則 (平成26年4月11日起案決裁)

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

○八街市協働のまちづくり検討会構成員				
No	氏 名	区分	推薦団体	分科会
1	山本 英雄	各種団体	八街市区長会	③防犯・防災・ボランティア
2	伊藤 時男	各種団体	八街市シニアクラブ連合会	①高齢者・障がい者福祉
3	鈴木 美佐子	各種団体	八街市連合婦人会	④環境・都市計画
4	土井 英之	各種団体	八街市小中学校PTA連絡協議会	②子育て・教育・生涯学習
5	小野 洋介	各種団体	八街商工会議所	⑤経済・産業・観光
6	平山 正	各種団体	JA千葉みらい八街支店	⑤経済・産業・観光
7	尾形 淳五	各種団体	社会福祉法人八街市社会福祉協議会	③防犯・防災・ボランティア
8	田村 明夫	各種団体	八街市文化協会	④環境・都市計画
9	菊部 秀男	各種団体	八街市体育協会	②子育て・教育・生涯学習
10	牧 きぬ	各種団体	八街市ボランティア連絡協議会	③防犯・防災・ボランティア
11	沖山 榮子	公募市民	公募市民	①高齢者・障がい者福祉
12	長谷川 正幸	公募市民	公募市民	①高齢者・障がい者福祉
13	船木 義江	公募市民	公募市民	①高齢者・障がい者福祉
14	松本 植	公募市民	公募市民	③防犯・防災・ボランティア
15	林 一美	公募市民	公募市民	②子育て・教育・生涯学習
16	村杉 雅敏	公募市民	公募市民	①高齢者・障がい者福祉
17	玉川 寛治	公募市民	公募市民	④環境・都市計画
18	小山田 俊之	市職員	秘書広報課	④環境・都市計画
19	押尾 泰男	市職員	総務課	③防犯・防災・ボランティア
20	菅沼 つぐ美	市職員	企画課	⑤経済・産業・観光
21	佐藤 典子	市職員	防災課	③防犯・防災・ボランティア
22	戸田 武秀	市職員	行財政改革推進室	⑤経済・産業・観光
23	佐瀬 政夫	市職員	社会福祉課	①高齢者・障がい者福祉
24	太田 ふみ	市職員	障がい福祉課	①高齢者・障がい者福祉
25	中谷 健一	市職員	高齢者福祉課	①高齢者・障がい者福祉
26	高梨 富美子	市職員	児童家庭課	②子育て・教育・生涯学習
27	山中 詳子	市職員	健康管理課	①高齢者・障がい者福祉
28	橋本 和雅	市職員	農政課	⑤経済・産業・観光
29	遠藤 亜希子	市職員	商工課	⑤経済・産業・観光
30	櫻井 宏之	市職員	環境課	④環境・都市計画
31	横田 みき	市職員	道路河川課	④環境・都市計画
32	布施 宏明	市職員	都市計画課	④環境・都市計画
33	細谷 和弘	市職員	水道課	④環境・都市計画
34	太田 文子	市職員	議会事務局	③防犯・防災・ボランティア
35	大坂 知己	市職員	庶務課	③防犯・防災・ボランティア
36	真田 賢治	市職員	学校教育課	②子育て・教育・生涯学習
37	小川 和也	市職員	社会教育課	②子育て・教育・生涯学習
38	佐藤 晃雅	市職員	中央公民館	②子育て・教育・生涯学習
39	櫻井 靖嘉	市職員	スポーツ振興課	⑤経済・産業・観光
40	高橋 みち子	市職員	図書館	②子育て・教育・生涯学習
41	戸澤 由貴	市職員	国保年金課	⑤経済・産業・観光
八街市協働のまちづくりアドバイザー				
千葉大学 法政経学部 准教授 関谷 昇				

用語集

用 語	解 説・意 味
NPO法人	NPOとは、Non Profit Organization の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を配分することを目的としない団体のことをいう。 また、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を「特定非営利活動法人」(NPO法人)という。
合計特殊出生率	一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値。 15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。
コーディネーター	物事が円滑に行われるように、全体の調整や進行を担当する人。調整役のこと。
コミュニティビジネス	地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決すること。
財政調整基金	自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金のこと。
スプロール化	都市の急激な発展で、市街地が無計画に郊外に広がっていくこと。
生産年齢人口	生産活動の中核となる15歳以上65歳未満の人口のこと。
ソーシャルビジネス	環境保護や貧困などの社会的課題全般の解決を図るためにビジネスの手法を用いて解決すること。
地域コミュニティ	特定の地域で、消費、生産、労働、教育、スポーツ、祭りなどで関わり合いながら、住民同士の交流が行われている地域、あるいは、そのような住民の集団のこと。 区や自治会はその中心的な組織といえる。
ワークショップ	講師の話を参加者が一方的に聞くのではなく、参加者自身が討論に加わったり、体を使って体験したりする参加体験型の学習方法のこと。



八街市

八街市協働のまちづくり指針

発行日／平成 27 年 月 日

発 行／八街市

編 集／八街市総務部企画課

〒289-1192 千葉県八街市八街ほ35番地29

電 話：043-443-1114

FAX：043-444-0815

E-mail：kikaku@city.yachimata.lg.jp

ホームページ：http://www.city.yachimata.lg.jp/